1

令和元年第３回

多治見市議会定例会議案

令和元年５月 31 日

目　　次

報第８号　専決処分の報告について ･･･ 1
議第78号　多治見市特定非営利活動促進法施行条例を廃止するについて ･････････ 2
議第79号　消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて ･･･ 3
議第80号　多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて ･･･ 23
議第81号　多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて 24
議第82号　多治見市介護保険条例の一部を改正するについて･････････････････ 25
議第83号　多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を制定するについて ･････････ 27
議第84号　多治見市火災予防条例の一部を改正するについて･････････････････ 29
議第85号　多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて ･･･ 30
報第９号　平成30年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について ･･････ 32
報第10号　平成30年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について ･･･ 34
報第11号　平成30年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について ･･･ 38
報第12号　平成30年度多治見市下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について ･･･ 40
報第13号　平成30年度多治見市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について ･･･ 42
報第14号　平成30年度多治見市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について ･･･ 44
報第15号　平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について ･･･ 46
報第16号　平成30年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について ･･･ 48
議第88号　工事請負契約の締結について･････････････････････････････････ 50
議第89号　工事請負契約の締結について･････････････････････････････････ 51
議第90号　工事請負契約の締結について･････････････････････････････････ 52

議第91号　工事請負契約の締結について…………………………………… 53
議第92号　土地の処分について………………………………………………… 54
議第93号　損害賠償の額を定めるについて…………………………………… 55
議第94号　多治見市公平委員会委員の選任について………………………… 56
議第95号　多治見市監査委員の選任について………………………………… 57

報第８号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第７号

損害賠償の額を定めるについて

平成31年４月17日午後４時10分頃、市内笠原町上神戸地内において、市道861100線を北西から南東へ進行していた軽自動車が道路側溝上を走行した際、グレーチングが跳ね上がり、同車両左側後輪のタイヤ及びホイールを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和元年５月23日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　16,945円

議第78号

多治見市特定非営利活動促進法施行条例を廃止するについて

多治見市特定非営利活動促進法施行条例（平成28年条例第７号）を次のように廃止するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例

多治見市特定非営利活動促進法施行条例（平成28年条例第７号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第79号

消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

（多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同表小ホールの項中「490円」を「500円」に改め、同表実習室の項中「440円」を「450円」に改める。

（多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部改正）

第２条　多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１　２　建物（別表第２に規定する事務所を除く。）の部（１）　事務所等の項中「290円」を「300円」に改め、同部（３）　広告の掲出のためのモニター機器の項中「6,000円」を「6,120円」に改め、同部（４）　広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）の項中「15,000円」を「15,280円」に改める。

別表第２市の事務所のうち市長が規則で定めるものの部（１）　会議室の款中「1,000円」を「1,020円」に、「200円」を「210円」に改め、同部（３）　広告の掲出のためのモニター機器等の款中「6,000円」を「6,120円」に改め、同部（４）　広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）の款中「15,000円」を

「15,280円」に改め、同部（５）　その他の占用使用の款中「5,000円」を「5,090円」に改める。

（多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表３階和室１の項、３階和室２の項、３階和室３の項、３階作業室の項及び３階研修室の項中「490円」を「500円」に改め、同表４階大会議室の項中「1,940円」を「1,980円」に、「410円」を「420円」に改める。

（多治見市かさはら福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　多治見市かさはら福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表教養娯楽室の項及び研修室の項中「490円」を「500円」に改め、同表集会室の項中「1,190円」を「1,210円」に改める。

（多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５条　多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表遊戯室の項中「380円」を「390円」に改め、同表調理室の項中「490円」を「500円」に改める。

（多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６条　多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項中「490円」を「500円」に改める。

（多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第７条　多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表多目的工作室の項中「430円」を「440円」に改める。

（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第８条　多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１（１）　ごみ処理手数料の部一般家庭の款収集運搬処理の項中「510円」

を「520円」に改め、同表（２）　家電製品取扱手数料の部中「2,060円」を「2,100円」に改め、同表（３）　し尿処理手数料の部定額料金の款中「650円」を「660円」に改め、同部従量料金の款中「290円」を「300円」に改め、同部割増料金の款ア　定額料金該当者で収集回数が１月１回を超えるものの項中「670円」を「680円」に改め、同款イ　定額料金該当者で収集位置を異にする便所が１箇所を超えるものの項中「330円」を「340円」に改め、同款ウ　定額料金又は従量料金該当者で２本を超えるサクションホース（１本20メートル）を使用して収集するものの項中「670円」を「680円」に改め、同部仮設便所に係る料金の款中「4,110円」を「4,190円」に改める。

（多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条　多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第３式場（全面使用する場合）の項中「70,000円」を「71,290円」に、「350,000円」を「356,480円」に改め、同表式場（一部使用する場合）の項中「50,000円」を「50,930円」に、「250,000円」を「254,630円」に改め、同表待合室の項中「700円」を「720円」に、「3,500円」を「3,560円」に改める。

（多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条　多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第４　１区画につき５年間の項中「6,700円」を「6,800円」に改める。

（多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条　多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成４年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　大ホール等の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

１　大ホール等

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに

大ホール	平日	5,500円	7,260円	10,890円	23,650円	2,420円
	土、日休日	7,150円	9,460円	14,300円	30,910円	3,190円
イベントプラザ	平日	3,360円	4,460円	6,660円	14,470円	1,490円
	土、日休日	4,290円	5,720円	9,020円	19,030円	1,870円
主催者事務室		1,160円	1,600円	2,310円	5,060円	530円

別表第１　１　大ホール等の表備考４中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第１　２　会議室等の表大会議室の項中「1,300円」を「1,320円」に改め、同表中会議室の項中「860円」を「880円」に改め、同表小会議室（１室につき）の項中「650円」を「660円」に改め、同表特別会議室の項中「860円」を「880円」に改め、同表和室の項中「650円」を「660円」に改め、同表ミーティングルームの項中「430円」を「440円」に改める。

別表第２附属設備利用料金の項中「5,000円」を「5,090円」に改める。

別表第３最初の使用許可に係る使用許可期間の開始の日の属する月から起算して36月を経過するまでの項中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表最初の使用許可に係る使用許可期間の開始の日の属する月から起算して36月を経過した後の項中「2,580円」を「2,630円」に改める。

（多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条　多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第１個人の項中「310円」を「320円」に改め、同表年間パスポートの項中「1,030円」を「1,050円」に改める。

別表第２会議研修室の項中「650円」を「660円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「310円」を「320円」に改める。

（多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条　多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第１個人の項中「300円」を「310円」に改め、同表年間パスポートの項中「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表第２研修工作室の項中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表ギャラリースペースの項中「8,000円」を「8,150円」に、「200円」を「210円」に改める。

（多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条　多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　メセナギャラリーの表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

１　メセナギャラリー

区分	１日につき	１時間につき
平日	7,700円	770円
土、日、休日	11,550円	1,160円

別表第１　１　メセナギャラリーの表備考２中「410円」を「420円」に改める。

別表第１　２　クラフト工房の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

２　クラフト工房

クラフト工房全体（第１工房及び第２工房を合わせて利用する場合）

区分	１日につき	１時間につき
平日	7,000円	700円
土、日、休日	10,600円	1,060円

第１工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	4,400円	440円
土、日、休日	6,600円	660円

第２工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	2,600円	260円
土、日、休日	4,000円	400円

別表第１　２　クラフト工房の表備考２中「310円」を「320円」に改める。

（多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第15条　多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表１　使用料（１）　機械器具等の表焼成炉（電気炉）の部20キロワットの款摂氏1,250度以下の項中「10,290円」を「10,480円」に改め、同款摂氏1,000度以下の項中「6,170円」を「6,280円」に改め、同部14キロワットの款摂氏1,250度以下の項中「7,710円」を「7,850円」に改め、同款摂氏1,000度以下の項中「4,630円」を「4,720円」に改め、同部７キロワットの款摂氏1,250度以下の項中「3,090円」を「3,150円」に改め、同款摂氏1,000度以下の項中「2,370円」を「2,410円」に改め、同部３キロワットの款中「1,230円」を「1,250円」に改め、同表研究室及び試験室の部中「310円」を「320円」に改める。

別表１　使用料（２）　研究生実習料等の表研究生実習料の項中「308,300円」を「314,000円」に改め、同表入所料（市内在住者）の項中「61,400円」を「62,500円」に改め、同表入所料（その他の者）の項中「122,800円」を「125,000円」に改める。

別表２　手数料の表食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準による鉛・カドミウム溶出試験の項中「510円」を「520円」に改め、同表スポーリング試験の項中「1,540円」を「1,570円」に改め、同表入所考査料の項中「15,700円」を「16,000円」に改める。

（多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条　多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項中「510円」を「520円」に改める。

（多治見市都市公園条例の一部改正）

第17条　多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第２　３　その他の利用料金（第12条第１項各号に掲げる行為をする場合）の表業として行う映画の撮影の部中「3,080円」を「3,140円」に改め、同表展示会、集会その他これらに類する催しの部中「510円」を「520円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（１）　多治見市星ケ台競技場ア　トラック・フィールドの表入場料等を徴収しない場合の部中「4,320円」

を「4,400円」に改め、同表入場料等を徴収する場合の部アマチュアスポーツに利用の項中「12,960円」を「13,200円」に改め、同部その他の項中「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（２）　多治見市星ケ台運動広場の表入場料等を徴収しない場合の項中「700円」を「720円」に改め、同表入場料等を徴収する場合の項中「2,100円」を「2,160円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（３）　多治見市旭ケ丘運動広場の表Ａ面の項中「700円」を「720円」に、「1,750円」を「1,780円」に改め、同表Ｂ面の項中「590円」を「610円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（４）　多治見市営球場の表中

「

1,300円	3,910円
3,900円	
13,000円	

」を

「

1,320円	3,980円
3,960円	
13,200円	

」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（５）　多治見市滝呂球場の表中「760円」を「770円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（６）　テニスコートの表中

「

710円	410円
490円	―
710円	―
710円	310円

」を

「

730円	420円
500円	―
730円	―
730円	310円

」

に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（７）　多治見市旭ケ丘弓道場ア　専用利用料金の表中「970円」を「990円」に、「1,510円」を「1,540円」に改める。

別表第２　４　有料公園施設を利用する場合の利用料金（８）　多治見市笠原梅平運動広場の表Ａ面の項中「700円」を「720円」に改め、同表Ｂ面の項中「700円」を「720円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

別表第２　５　附属設備利用料金の表附属設備利用料金の項中「10,300円」を「10,490円」に改める。

（多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条　多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表全面の部中「6,000円」を「6,120円」に改め、同表イベント広場上段の部全面の項中「3,600円」を「3,660円」に改め、同表イベント広場下段の部中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表小広場３の部中「200円」を「210円」に改める。

（多治見市駐車場条例の一部改正）

第19条　多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第１普通駐車料金の部中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表定期駐車料金の部全日定期の款中「10,000円」を「10,190円」に改め、同部昼間定期の款中「7,500円」を「7,630円」に、「6,500円」を「6,620円」に改め、同部夜間定期の款中「4,000円」を「4,070円」に改める。

別表第２普通駐車料金の部中「200円」を「210円」に改める。

別表第３普通駐車料金の部中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表定期駐車料金の部中「12,000円」を「12,220円」に改める。

（多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第20条　多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

区分			単位	金額
定期駐車料金	全日定期	午前０時から午後12時まで	原動機付自転車１台１か月につき	3,060円
			自動二輪車１台１か月	4,070円

			につき	
普通駐車料金		午前０時から午後12時まで	原動機付自転車１台１回24時間までにつき	210円
			自動二輪車１台１回24時間までにつき	310円

（多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正）

第21条　多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表１学校の施設に係る使用料の表屋外運動場の部15,000平方メートル以上のものの款中「1,840円」を「1,870円」に改め、同部15,000平方メートル未満のものの款中「860円」を「880円」に改め、同表屋内運動場の部体育館（多目的室を除く。）の款及び武道場の款中「380円」を「390円」に改め、同表教室（１室につき）の部特別教室の款中「380円」を「390円」に、「310円」を「320円」に改め、同部多目的教室の款中「810円」を「830円」に、「720円」を「740円」に改め、同表プールの部団体による専用使用の款中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表２学校の設備、備品に係る使用料の表ピアノの項及び放送設備の項中「520円」を「530円」に改め、同表備考２中「310円」を「320円」に改める。

（多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条　多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表遊戯室の項中「490円」を「500円」に改める。

（多治見市学習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条　多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成８年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　多目的ホール、１階ギャラリーの表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

１　多目的ホール、１階ギャラリー

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時	午後６時から午後９時	午前９時から午後９時	延長１時

		まで	30分まで	30分まで	間までごとに
多目的ホール	3,850円	5,830円	8,250円	17,930円	1,650円
１階ギャラリー	1,320円	1,760円	1,320円	4,400円	440円

別表第１　１　多目的ホール、１階ギャラリーの表備考４中「820円」を「840円」に改める。

別表第１　２　学習室等の表学習室101の項及び学習室401の項中「430円」を「440円」に改め、同表学習室402の項中「490円」を「500円」に改め、同表学習室403の項中「430円」を「440円」に改め、同表学習室501の項中「860円」を「880円」に改め、同表学習室502の項中「650円」を「660円」に改め、同表学習室503の項、学習室504の項、学習室505の項及び学習室506の項中「430円」を「440円」に改め、同表視聴覚室の項中「920円」を「940円」に改め、同表美術室の項中「760円」を「770円」に改め、同表工作室の項及び音楽室の項中「540円」を「550円」に改め、同表和室の項中「860円」を「880円」に改め、同表陶芸室の項中「320円」を「330円」に改める。

（多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第24条　多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１精華公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表旭ケ丘公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部研修室の項中「300円」を「310円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表市之倉公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表養正公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部和室の項中「290円」を「300円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表南姫公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部研修室の項中「380円」を「390円」に改め、同部和室の項中「290円」を「300円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表脇之島公民

館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部和室の項中「290円」を「300円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同表小泉公民館の部大ホールの項中「970円」を「990円」に改め、同部料理実習室の項中「440円」を「450円」に改め、同部多目的実習室の項中「300円」を「310円」に改める。

別表第２（１）　専用利用料金ア　ホール・楽屋の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

ア　ホール・楽屋

時間区分 利用区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後４時30分まで	午後１時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに	冷暖房料１時間につき
ホール	平日	9,740円	12,980円	19,470円	22,000円	25,080円	37,620円	3,760円	2,200円
	休日	12,980円	16,230円	24,310円	25,300円	28,930円	43,010円	4,300円	2,200円
１階楽屋（１室につき）		630円	630円	840円	1,100円	1,540円	1,980円	220円	210円

別表第２（１）　専用利用料金イ　会議室等の表３階視聴覚室の項中「650円」を「660円」に、「310円」を「320円」に改め、同表３階会議室（２）の項中「410円」を「420円」に改め、同表３階料理教室の項中「750円」を「760円」に、「310円」を「320円」に改め、同表３階和室（２）の項中「410円」を「420円」に改め、同表３階茶室（１）の項中「300円」を「310円」に改め、同表３階茶室（２）の項中「410円」を「420円」に改める。

（多治見市図書館の設置等に関する条例の一部改正）

第25条　多治見市図書館の設置等に関する条例（昭和63年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「490円」を「500円」に改める。

（多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第26条　多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　ホール・展示室等の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

１　ホール・展示室等

時間区分 利用区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後４時30分まで	午後１時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
大ホール	平日	13,750円	20,630円	34,380円	34,380円	55,000円	68,750円	6,820円
	土、日、休日	17,880円	27,500円	45,380円	45,380円	72,880円	90,750円	9,020円
小ホール	平日	4,400円	7,330円	11,730円	11,730円	19,070円	23,470円	2,310円
	土、日、休日	5,870円	8,800円	14,670円	14,670円	23,470円	29,330円	2,860円
展示室Ａ	平日	2,750円	2,750円	2,750円	5,500円	5,500円	8,250円	880円
	土、日、休日	3,850円	3,850円	3,850円	7,700円	7,700円	11,550円	1,320円
展示室Ｂ		1,600	1,600	1,600	3,190	3,190	4,790	530円

		円	円	円	円	円	円	
楽屋	1	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	2	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	3	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	4	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	5	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	6	1,650円	3,300円	3,300円	4,950円	6,600円	8,250円	880円
主催者控室		1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
リハーサル室		2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円

別表第１　１　ホール・展示室等の表備考４の表中「6,070円」を「6,180円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「720円」を「740円」に、「410円」を「420円」に改める。

別表第１　１　ホール・展示室等の表備考５の表中「310円」を「320円」に改める。

別表第１　２　会議室等の表大会議室の部中「1,190円」を「1,210円」に改め、同表練習室の部１の項及び２の項中「540円」を「550円」に改め、同部３の項中「430円」を「440円」に改め、同部４の項中「920円」を「940円」に改め、同表和室の部中「430円」を「440円」に改め、同表備考３の表中「720円」を「740円」に、「410円」を「420円」に改める。

別表第２附属設備利用料金の項中「6,690円」を「6,810円」に改める。

（多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第27条　多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　宿泊研修センターの表宿泊料の部宿泊室Ａの項中「8,640円」を「8,800円」に改め、同部宿泊室Ｂの項中「9,720円」を「9,900円」に改め、同部宿泊室Ｃの項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同部宿泊室Ｄの項中「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表第１　２　ログハウスの表ログハウスＡの項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表ログハウスＢの項中「8,640円」を「8,800円」に改め、同表ログハウスＣの項中「9,720円」を「9,900円」に改める。

別表第１　３　体験学習棟の表研修室Ａの項及び研修室Ｂの項中「430円」を「440円」に改める。

別表第１　４　テニスコートの表１時間までごとにの項中「510円」を「520円」に改める。

別表第１　５　キャンプ場の表キャンプ場の項中「2,380円」を「2,420円」に改める。

別表第１　６　グラウンドの表１時間までごとにの項中「290円」を「300円」に改める。

別表第２宿泊室Ａの項、宿泊室Ｂの項及び宿泊室Ｃの項中「270円」を「280円」に改め、同表宿泊室Ｄの項中「710円」を「730円」に、「410円」を「420円」に改め、同表ログハウスＢの項及びログハウスＣの項中「390円」を「400円」に改める。

（多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第28条　多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　多治見市総合体育館（１）　専用利用料金（その１）の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

（１）　専用利用料金（その１）

時間区分 利用区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後６時まで	午後７時から午後８時まで

					の午前９時から始まる１時間ごとの区分	の午後１時から始まる１時間ごとの区分	の区分及び午後６時から午後７時までの区分	の区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
競技場	第１競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用	一般	990円	1,650円	2,200円	2,860円
				高校生以下	550円	880円	1,100円	1,430円
			スポーツ以外に利用		2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用		2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
			アマチュアスポーツ以外に利用		9,900円	16,500円	22,000円	28,600円
	第２競技場 第３競技場 第４競技場	スポーツに利用		一般	360円	600円	960円	960円
				高校生以下	240円	360円	480円	480円
		スポーツ以外に利用			1,090円	1,800円	2,870円	2,870円
役員室				一般	220円	330円	330円	330円
				高校生以下	110円	220円	220円	220円
幼児体育室					220円	330円	550円	550円

別表第１　１　多治見市総合体育館（１）　専用利用料金（その１）の表備考２中「5,830円」を「5,940円」に改める。

別表第１　１　多治見市総合体育館（２）　専用利用料金（その２）の表卓球室の部中「590円」を「610円」に、「710円」を「730円」に、「310円」を「320円」に改め、同表研修室の部中「320円」を「330円」に改め、同表会議室の部中「390円」を「400円」に、「310円」を「320円」に改め、同表ミーティング室の部中「430円」を「440円」に、「520円」を「530円」に、「310円」を「320円」に改め、同表和室の部１の項中「430円」を「440円」に、「520円」を「530円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第１　２　多治見市笠原体育館（１）　専用利用料金の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

（１）　専用利用料金

時間区分 利用区分		午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後６時までの区分及び午後６時から午後７時までの区分	午後７時から午後８時までの区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
第１競技場	スポーツに利用する場合	720円	1,210円	1,650円	2,090円
	スポーツ以外に利用する場合	2,150円	3,630円	4,950円	6,270円
第２競技場 第３競技場	スポーツに利用する場合	360円	610円	970円	970円
	スポーツ以	1,090円	1,820円	2,900円	2,900円

	外に利用する場合				

別表第１　２　多治見市笠原体育館（２）　個人利用料金の表トレーニング室の部中「160円」を「170円」に、「1,600円」を「1,700円」に改める。

（多治見市運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条　多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表多治見市北丘運動広場の項、多治見市市之倉運動広場の項、多治見市脇之島運動広場の項及び多治見市笠原向島運動広場の項中「700円」を「720円」に改め、同表多治見市笠原向島テニスコートの項中「710円」を「730円」に改め、同表備考２中「410円」を「420円」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和元年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第２条の規定による改正後の多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第１及び別表第２の規定、第３条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第４条の規定による改正後の多治見市かさはら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第５条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第６条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第７条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第９条の規定による改正後の多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例別表第３の規定、第11条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第１から別表第３までの規定、第14条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第１及び別表第２の規定、第16条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第２の規定、第18条の規定による改正後の多治見市多治見駅北

広場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第21条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第22条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第23条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第１及び別表第２の規定、第24条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第１及び別表第２の規定、第25条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第26条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第１及び別表第２の規定、第27条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第１から別表第３までの規定並びに第29条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（廃棄物処理手数料に関する経過措置）

第３条　第８条の規定による改正後の多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下この条において「新条例」という。）別表第１の規定（指定ごみ袋、粗大ごみシール及び仮設便所に係る手数料並びに家電製品取扱手数料の規定を除く。）は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

２　新条例別表第１（２）　家電製品取扱手数料の部の規定は、施行日以後に指定地に持ち込まれた家電製品に係る家電製品取扱手数料について適用し、施行日前に指定地に持ち込まれた家電製品に係る家電製品取扱手数料については、なお従前の例による。

３　施行日前に、第８条の規定による改正前の多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第１の規定により手数料を徴収された指定ごみ袋、粗大ごみシール及びし尿くみ取チケットについては、当分の間使用することができる。

（霊園管理料に関する経過措置）

第４条　第10条の規定による改正後の多治見市霊園の設置及び管理に関する条例別表第４の規定は、施行日以後に徴収した管理料から適用し、施行日前に徴収した管理料については、なお従前の例による。

（多治見市美濃焼ミュージアムの利用料金等に関する経過措置）

第５条　第12条の規定による改正後の多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（以下この条において「新条例」という。）別表第１（年間パスポートの項の規定を除く。）及び別表第２の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

２　新条例別表第１年間パスポートの項の規定は、施行日以後に納入した観覧料から適用し、施行日前に納入した観覧料については、なお従前の例による。

（多治見市モザイクタイルミュージアムの利用料金等に関する経過措置）

第６条　第13条の規定による改正後の多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例（以下この条において「新条例」という。）別表第１（年間パスポートの項の規定を除く。）及び別表第２の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

２　新条例別表第１年間パスポートの項の規定は、施行日以後に納入した観覧料から適用し、施行日前に納入した観覧料については、なお従前の例による。

（多治見市陶磁器意匠研究所の使用料等に関する経過措置）

第７条　第15条の規定による改正後の多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（以下この条において「新条例」という。）別表１　使用料（１）　機械器具等の表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

２　新条例別表１　使用料（２）　研究生実習料等の表の規定及び新条例別表２　手数料の表（入所考査料の項に限る。）の規定は、令和３年４月１日以後に入所した研究生に係る研究生実習料等及び同日以後の入所に係る入所考査料から適用し、同日前に入所した研究生に係る研究生実習料等及び同日前の入所に係る入所考査料については、なお従前の例による。

３　新条例別表２　手数料の表（入所考査料の項を除く。）の規定は、施行日以後に申込みをした支援等に係る手数料から適用し、施行日前に申込みをした支援等に係る手数料については、なお従前の例による。

（多治見市駐車場の料金に関する経過措置）

第８条　第19条の規定による改正後の多治見市駐車場条例別表第１から別表第３まで

の規定は、普通駐車においては施行日以後に出場した自動車に係る駐車料金から、定期駐車においては施行日以後に交付した定期利用券に係る駐車料金から適用し、施行日前に出場した自動車に係る駐車料金又は施行日前に交付した定期利用券に係る駐車料金については、なお従前の例による。

（多治見市原動機付自転車駐車場の料金に関する経過措置）

第９条　第20条の規定による改正後の多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に交付した定期利用券に係る駐車料金又は施行日以後に駐車した原動機付自転車に係る駐車料金から適用し、施行日前に交付した定期利用券に係る駐車料金又は施行日前に駐車した原動機付自転車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

（多治見市体育館の利用料金等に関する経過措置）

第10条　第28条の規定による改正後の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第１（トレーニング室の回数券に係る利用料金の規定を除く。）及び別表第２の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

２　施行日前に、第28条の規定による改正前の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第１の規定により利用料金を納入した多治見市笠原体育館トレーニング室の回数券については、当分の間使用することができる。

議第80号

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第３号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者　選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人　選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の別表の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は市民投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は市民投票については、なお従前の例による。

議第81号

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正する条例

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第１基本利用の項中「3,000円」を「3,500円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同表延長利用の項中「6,000円」を「7,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改める。

別表第２基本利用の項中「120円」を「140円」に、「240円」を「280円」に改め、同表延長利用の項中「240円」を「280円」に、「480円」を「560円」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第82号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条に次の３項を加える。

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,770円とする。

３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,770円」とあるのは、「41,050円」と読み替えるものとする。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「26,770円」とあるのは、「51,760円」と読み替えるものとする。

附則第10条及び第10条の２を削り、附則第11条を附則第10条とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の多治見市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第83号

多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を制定するについて

多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

（多治見市駐車場条例の一部改正）

第１条　多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表多治見市駅西駐車場の項を削る。

第６条第３項中「別表第４」を「別表第３」に改める。

第７条第２項中「、駅西駐車場」を削り、同条第４項中「別表第４」を「別表第３」に改める。

別表第３を削り、別表第４を別表第３とする。

（多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表多治見市駅西原動機付自転車駐車場の項を削る。

（多治見市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止）

第３条　多治見市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第25号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、令和元年８月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　多治見市駐車場条例第10条本文の規定にかかわらず、多治見市駅西駐車場に係る回数利用券及び共通利用券による既納の料金については、その一部又は全部を還付することができる。

3　第３条の規定による廃止前の多治見市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第10条の規定は、廃止前の条例に基づき納入された料金について、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議第84号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第31条の５第１号中「作動時間が60秒以内」を「種別が１種」に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　第31条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第１項の改正規定は、令和元年７月１日から施行する。

議第85号

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第１の備考４の表を次のように改める。

大ホール（主催者控室、楽屋１、楽屋２、楽屋３、楽屋４、楽屋５又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋１、楽屋２、楽屋３、楽屋４、楽屋５又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	6,180円	小ホール（主催者控室、楽屋６又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋６又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	1,780円
展示室Ａ	740円	展示室Ｂ	420円
主催者控室	100円	楽屋１	210円
楽屋２	210円	楽屋３	100円

楽屋４	100円	楽屋５	100円
楽屋６	210円	リハーサル室	420円

附　則

この条例は、令和元年11月１日から施行する。

報第９号

平成30年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第１項の規定により、平成30年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2 総務費	2 徴税費	法人住民税システム構築業務	31,860,000	19,872,000		19,872,000	19,440,000	432,000	432,000	432,000			
2 総務費	2 徴税費	土地評価資料更新業務	47,088,000	8,008,000		8,008,000	8,007,120	880	880	880			
3 民生費	2 児童福祉費	子育ち支援事業計画策定業務	5,640,000	896,000		896,000	583,367	312,633	312,633	312,633			
3 民生費	2 児童福祉費	（仮称）小泉交流センター建設事業	88,460,000	34,520,000	43,128,000	77,648,000	50,340,000	27,308,000	27,308,000	27,308,000			
4 衛生費	2 清掃費	三の倉センター第2期基幹改良長寿命化工事	815,325,000	352,208,000	6,537,903	358,745,903	270,779,403	87,966,500	87,966,500	21,966,500		66,000,000	
合計			988,373,000	415,504,000	49,665,903	465,169,903	349,149,890	116,020,013	116,020,013	50,020,013		66,000,000	

報第10号

平成30年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により、平成30年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	文化会館施設整備費	81,000,000	81,000,000					81,000,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券発行事務費	6,881,000	6,881,000		6,881,000			
7 商工費	1 商工費	美濃焼ミュージアム施設整備費（美濃焼ミュージアム事務室系統他空調設備取替工事）	47,215,000	44,744,400					44,744,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路台帳作成費	1,800,000	1,674,000					1,674,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業費（天王橋、豊岡橋、田代橋橋りょう改良工事）	128,542,000	72,017,000		37,391,200	27,500,000		7,125,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費（単独）	70,234,000	57,904,000					57,904,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう改良事業費（単独）（土合橋耐震補強工事）	26,125,000	26,125,000			26,100,000		25,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道３１４３００線改良事業費（公共）	24,020,000	24,020,000		11,303,540	10,100,000		2,616,460
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道３１４３００線改良事業費（単独）	270,000	270,000					270,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	大薮町交差点改良事業（ラウンドアバウト）費（用地測量業務）	2,160,000	2,160,000					2,160,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	浸水対策事業費 （音羽町排水路整備工事）	40,000,000	27,378,000					27,378,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路調査事業費	3,994,000	3,994,000					3,994,000
8 土木費	4 都市計画費	空き家対策事業費	4,000,000	2,000,000					2,000,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設整備費 (南姫、草口、西ケ平市営住宅解体工事)	30,322,000	30,322,000					30,322,000
9 消防費	1 消防費	高規格救急車購入費	30,213,000	29,350,000					29,350,000
10 教育費	2 小学校費	小学校耐震補強事業費 （北栄小学校外壁工事）	248,807,000	248,807,000		82,935,000	165,000,000		872,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調機整備事業費	983,300,000	895,844,200	6,000,000	111,777,000	219,700,000		558,367,200
10 教育費	3 中学校費	中学校空調機整備事業費	590,800,000	590,632,600	4,000,000	59,457,000	116,900,000		410,275,600
10 教育費	5 幼稚園費	幼稚園施設改良事業費	154,250,000	151,874,000	1,240,000	15,502,000	30,400,000		104,732,000
10 教育費	6 社会教育費	埋蔵文化財緊急発掘調査事業費 （大針町古窯発掘調査）	5,076,000	5,076,000	5,076,000				

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6 社会教育費	笠原中央公民館施設整備費（駐車場整備工事）	55,000,000	53,704,000					53,704,000
10 教育費	6 社会教育費	精華公民館機能統合事業費	2,979,000	2,979,000			2,600,000		379,000
10 教育費	7 保健体育費	総合体育館駐車場整備関係費（土地購入及び駐車場造成工事）	160,332,000	160,332,000					160,332,000
合計			2,697,320,000	2,519,088,200	16,316,000	325,246,740	598,300,000		1,579,225,460

報第11号

平成30年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第３項の規定により、平成30年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	文化会館施設整備費（文化会館空調機取替工事）	114,781,320	43,200,000	71,581,320		71,581,320			71,581,320	空調機製造メーカーが台風、西日本豪雨の自然災害の影響を受け、当初の納期限までに納品できなくなり、空調機を利用しない期間に取替工事ができず、工期を延長したため
7 商工費	1 商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費（美濃焼タイル施工補助金）	800,000		800,000		800,000			800,000	補助金申請者の美濃焼タイル施工の完成が平成30年度末を過ぎるため
合計			115,581,320	43,200,000	72,381,320		72,381,320			72,381,320	

報第12号

平成30年度多治見市下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第１項の規定により、平成30年度多治見市下水道事業特別会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市下水道事業特別会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1 総務費	1 総務管理費	地方公営企業法適用準備事業	23,400,000	4,900,000	1,064,440	5,964,440	64,800	5,899,640	5,899,640	5,899,640			
2 事業費	2 建設費	三の倉センター第2期基幹改良長寿命化工事	208,515,000	101,392,000	2,578,799	103,970,799		103,970,799	103,970,799	91,570,799		12,400,000	
合計			231,915,000	106,292,000	3,643,239	109,935,239	64,800	109,870,439	109,870,439	97,470,439		12,400,000	

報第13号

平成30年度多治見市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により、平成30年度多治見市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	2 建設費	起債単独管渠布設事業費	5,000,000	5,000,000	200,000		4,800,000		
2 事業費	2 建設費	下水道浸水対策事業費	33,714,000	19,714,000	1,057,000	9,857,000	8,800,000		
合計			38,714,000	24,714,000	1,257,000	9,857,000	13,600,000		

報第14号

平成30年度多治見市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第３項の規定により、平成30年度多治見市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2 事業費	1 維持管理費	土岐川左岸ポンプ場管理費	346,400		346,400		346,400	346,400			庄内川河川事務所による脇之島排水機場の取壊し工事において当初予定していなかったアスベスト処理が必要となり、相当の遅れが生じた。本事業はその後に行う修繕工事（樋管ゲート電線路修繕）のため、大幅に遅れたもの
2 事業費	1 維持管理費	笠原川右岸ポンプ場管理費	1,900,000		1,900,000		1,900,000	1,900,000			
合計			2,246,400		2,246,400		2,246,400	2,246,400			

報第15号

平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により、平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2　事業費	1　事業費	駅北土地区画換地関係事業費（単独）	20,615,000	20,614,188	20,614,188				
2　事業費	1　事業費	駅北土地区画換地関係事業費（公共市街地整備分）	34,706,000	22,906,000	1,106,000	13,800,000	8,000,000		
合計			55,321,000	43,520,188	21,720,188	13,800,000	8,000,000		

報第16号

平成30年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の２第１項の規定により、平成30年度多治見市水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				国庫補助金	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	滝呂台配水池更新事業（造成工事）	100,000,000	90,000,000		90,000,000	49,350,600	40,649,400	40,649,400		40,649,400	

議第88号

工事請負契約の締結について

（仮称）小泉交流センター建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　契 約 の 目 的　　（仮称）小泉交流センター建築工事
２　契 約 の 方 法　　指名競争入札
３　契　約　金　額　　一金　223,300,000円
４　契約の相手方　　多治見市明和町２丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役　吉川　厚志

議第89号

工事請負契約の締結について

小泉小学校建設工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　　小泉小学校建設工事建築工事
２　契約の方法　　一般競争入札
３　契約金額　　一金　2,365,000,000円
４　契約の相手方　　岐建・吉川・加藤特定建設工事共同企業体
代表構成員　多治見市金岡町４丁目75番地
岐建株式会社東濃営業所
所長　神田　康
構成員　多治見市明和町２丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役　吉川　厚志
構成員　多治見市若松町１丁目12番地の５
株式会社加藤組
代表取締役　加藤　芳晴

議第90号

工事請負契約の締結について

小泉小学校建設工事電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　　小泉小学校建設工事電気設備工事
２　契約の方法　　一般競争入札
３　契約金額　　一金　264,000,000円
４　契約の相手方　　松本・高電特定建設工事共同企業体
代表構成員　多治見市光ケ丘２丁目29番地
株式会社松本電気設備
代表取締役社長　松本　達
構成員　多治見市宝町３丁目30番地の２
株式会社高電
代表取締役　中島　織衣

議第91号

工事請負契約の締結について

小泉小学校建設工事機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　　小泉小学校建設工事機械設備工事
２　契約の方法　　一般競争入札
３　契約金額　　一金　291,500,000円
４　契約の相手方　　松村・大和特定建設工事共同企業体
代表構成員　岐阜市薮田東１丁目６番５号
松村工業株式会社
代表取締役　松村　公夫
構成員　多治見市大畑町４丁目86番地
株式会社大和設備
代表取締役　安積　信有

議第92号

土地の処分について

次の土地を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１	所　在　地　番	多治見市高田町長湫１番、２番、６番、７番１及び８番１並びに東山一丁目５番、26番、29番、30番、36番、37番、41番及び42番並びに東山二丁目45番
２	地　　目	山林、ため池、雑種地
３	処分予定面積	287,520平方メートル
４	処分予定価格	一金　140,884,800円
５	処分の相手方	多治見市日ノ出町二丁目15番地 多治見市土地開発公社 理事長　佐藤　喜好

議第93号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年３月26日付けで本市が譲渡した多治見市笠原町字梅平4024番622外２筆の土地につき、その土地の瑕疵による損害賠償額を次のとおり定める。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　損害賠償額　　一金　3,672,000円

２　賠　償　先　　多治見市笠原町535番地
株式会社　加藤大典商店
代表取締役　加藤　清明
多治見市笠原町486番地の１
加藤　まさ江

議第94号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	小倉　保二	＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、令和５年７月29日まで）

提案理由

本市公平委員会委員　小倉　保二氏の任期が、令和元年７月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第95号

多治見市監査委員の選任について

次の者を多治見市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年５月31日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	尾関　惠一	＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、令和５年７月25日まで）

提案理由

本市監査委員　尾関　惠一氏の任期が、令和元年７月25日に満了するため、同氏を引き続き選任する。